



- \*1 平成33年3月31日まで置かれるものとする。
- \*2 他の府省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を含まない。
- \*3 他の府省の大臣政務官の職を占める者をもって充てる。
- \*4 うち3人は関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。
- \*5 参事官の定数には併任の者を含まない。
- \*6 福島復興局については12人とする。
- \*7 内閣総理大臣をもって充てる。
- \*8 復興大臣をもって充てる。
- \*9 議長及び副議長以外の全ての国務大臣並びに内閣官房副長官、復興副大臣若しくは関係府省の副大臣、復興大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- \*10 関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- \*11 委員長及び委員（非常勤）は、内閣総理大臣が任命する関係地方公共団体の長及び有識者をもって充てる。